

◎新潟県告示第982号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年11月11日

新潟県知事 花 角 英 世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) N－（2－メチルフェニル）－N－〔1－（2－フェニルエチル）ピペリジン－4－イル〕プロパンアミド（通称名：o r t h o－M e t h y l f e n t a n y l、o－M e t h y l f e n t a n y l）及びその塩類
- (2) 2－〔2－〔（4－エトキシフェニル）メチル〕－5－メチル－1H－ベンゾ〔d〕イミダゾール－1－イル〕－N，N－ジエチルエタン－1－アミン（通称名：5－M e t h y l e t o d e s n i t a z e n e、E t o m e t h a z e n e）及びその塩類
- (3) 3－〔2－（ジメチルアミノ）エチル〕－1H－インドール－4－イル＝プロピオナート（通称名：4－P r O－DMT）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第5号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

令和7年11月8日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。